

調書(決定)

事件の表示 平成22年(行ヒ)第146号

決定日 平成22年12月2日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成21年(行コ)第249号(平成21年12月24日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年12月2日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人           ネスレ日本株式会社

相手方           国

同補助参加人   ネスル日本労働組合東京支部